

《公共施設所有権移転に関する関係図書一覧》

【引継関係図書】

- ・ 公共施設所有権移転申出書 (別添様式による)
- ・ 引継調書 (別添様式による)
- ・ 位置図
- ・ 開発完了平面図
- ・ 公共施設平面図 (公共施設の種類ごとに色分けし、凡例を作成してください。)
- ・ 縦断図、横断図、構造詳細図
- ・ 公共施設求積図又は地積測量図
- ・ 土地登記事項証明書 (写し)
- ・ 公 図

【登記関係】

- ・ 位置図 (正、副) 各 1 通
- ・ 登記承諾書 (正、副) 各 1 通 (別添様式による)
- ・ 登記原因証明情報 (正、副) 各 1 通 (別添様式による)
- ・ 印鑑証明 (正、副) 各 1 通
- ・ 資格証明 (正、副) 各 1 通
- ・ 土地登記全部事項証明書 (正、副) 各 1 通
- ・ 公共施設求積図 (正、副) 各 1 通
- ・ 公 図 (正、副) 各 1 通

※ 副は正のコピーで提出してください。

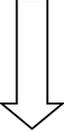
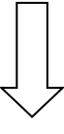
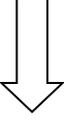
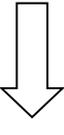
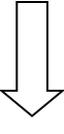
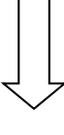
※ 引継関係図書の製本は、以下の部数で行ってください。

公共施設所有権移転申出書を表紙	2 部 (正×1、副×1)
引継調書を表紙	1 部
計	3 部

※ 土地登記全部事項証明書・公共施設求積図・公図は分筆登記後のものであること。
また、開発許可申請書の地番も必ず変更を行うこと。

開発許可対象工事（下水道施設）の完了フロー図

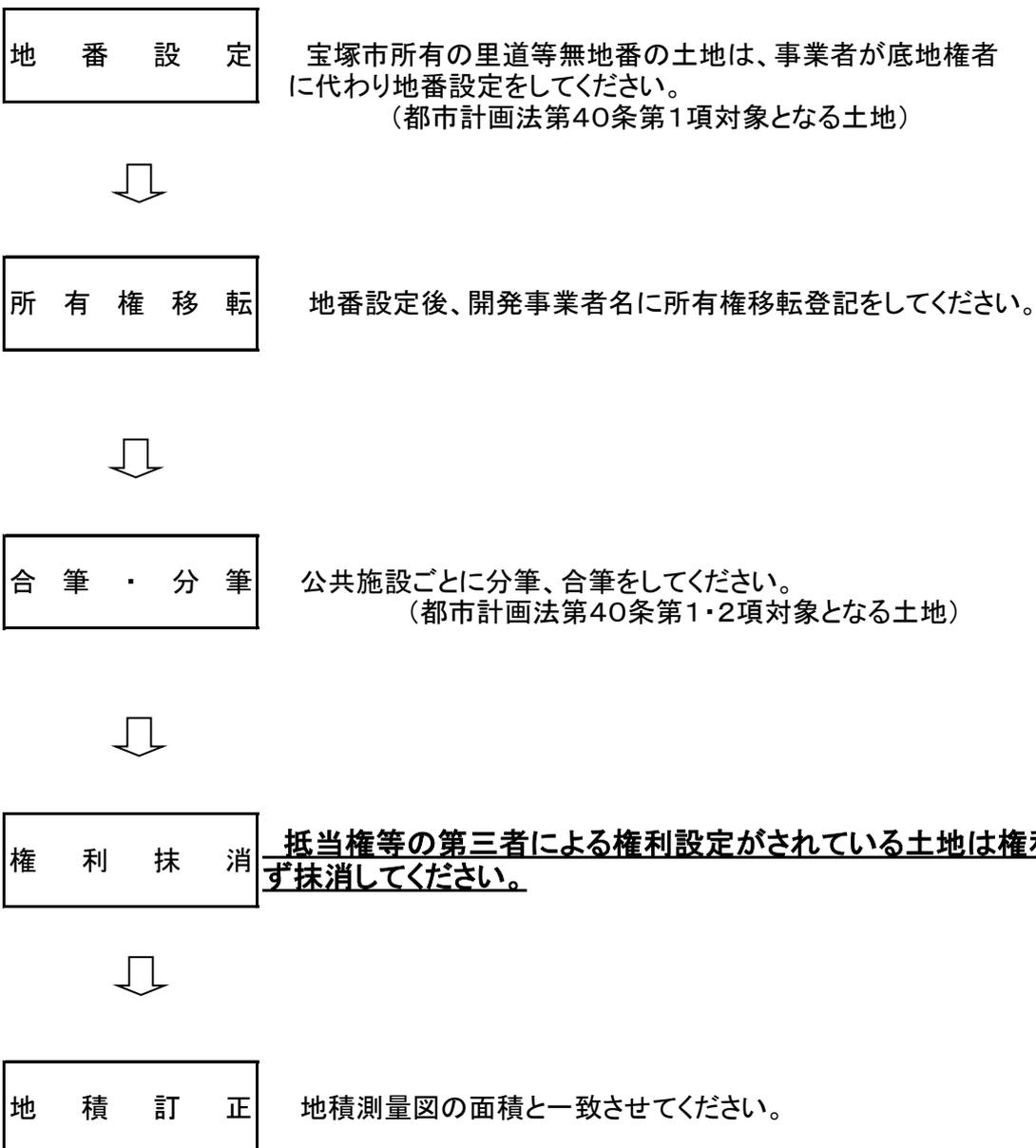
1 全体の流れ

- ① 事業者
- ・ 32条完了検査前に別添の「公共施設所有権移転に関する関係図書一覧」に記載された図書を上下水道局給排水設備課に提出
- 
- ② 給排水設備課
- ・ 完了検査（都市計画法第32条協議に基づく各公共施設管理者による確認）を実施。
- 
- ③ 事業者
- ・ 32条完了検査合格後、開発審査課に※完了届（都市計画法第36条第1項）を提出
 - ・ 検査の日程調整
- 
- ④ 開発審査課
- ・ 完了検査（都市計画法第36条第2項）を実施。
- 
- ⑤ 開発審査課
- ・ 検査合格後検査済証（都市計画法第36条第2項）を発行
- 
- ⑥ 開発審査課
- ・ 完了告示（都市計画法第36条第3項）。
- 
- ⑦ 給排水設備課
- ・ 公共施設所有権移転の登記（都市計画法第40条）
（総務課）

※完了届の様式は、開発審査課で配布します。提出部数等の詳細については、開発審査課で確認してください。

公共施設所有権移転登記についての注意事項

- ◎ 所有権移転登記承諾書、登記原因証明情報の欄外に捨て印をしてください。
- ◎ 帰属する公共施設用地の名義が第三者の場合は、原則、開発事業者名に所有権移転登記をしてください。
- ◎ 公共施設用地の地番設定をした場合は、開発許可申請書の地番も変更をしてください。
- ◎ 公共施設用地の帰属をする場合は、下記の登記手続を行ってください。



公共施設所有権移転にかかる「登記原因証明情報」の記入について

見 本

登記原因証明情報

注① 捨印

1 当事者及び不動産

(1) 当事者

権利者(甲)	宝塚市
義務者(乙)	住所 宝塚市東洋町1番2号
	氏名 宝塚太郎

(2) 不動産の表示

注④ 所在	地番	地目	地積(m ²)
宝塚市東洋町	1番7	公衆用道路	160
宝塚市東洋町	1番8	雑種地	6.45

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 本件不動産は、都市計画法第40条第 項の規定により、
注③ 令和 年 月 日、乙から甲に帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

注③ 令和 年 月 日 神戸地方法務局伊丹支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 住所 宝塚市東洋町1番3号
氏名 宝塚市上下水道事業管理者 福永 孝雄

(義務者) 住所 宝塚市東洋町1番2号
氏名 宝塚太郎 注② 印

(ご注意)

- ① 捨印を押印してください。
- ② 印はにじみ・かすれがないよう 鮮明に押印してください。
- ③ 且付は記入しないでください。
- ④ 所在・地番・地目・地積については、公簿どおり記入してください。

公共施設所有権移転にかかる「登記承諾書」の記入例

見 本

登 記 承 諾 書	注① 捨印		
<p>私の所有に係る下記の土地を 注④令和 年 月 日</p> <p>都市計画法第40条第 項の規定による帰属により公共用地として、宝塚市に所有権移転登記されることを承諾いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 宝塚市東洋町1番2号</p> <p style="padding-left: 100px;">氏 名 宝 塚 太 郎 注②③ 印</p> <p style="padding-left: 40px;">(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者 福永 孝雄</p>			
不 動 産 の 表 示			
注⑤所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
宝塚市東洋町	1 番 7	用悪水路	16
宝塚市東洋町	1 番 8	雑種地	6.45
(以 下 余 白)			

(ご 注 意)

- ① **捨印を押印**してください。
- ② 印はにじみ・かすれがないように**鮮明に押印**してください。
- ③ 氏名と印影とは**離して押印**してください。
- ④ 承諾日の**日付**は記入しないでください。
- ⑤ 所在・地番・地目・地積については**公簿どおり**記入してください。

※ 押印が不鮮明な場合は、登記申請書の補正や取下げの対象となります。

年 月 日

(あて先) 宝塚市上下水道事業管理者

住所
申出人
氏名

公共施設所有権移転申出書

下記の開発許可に基づく工事が完了しましたので、都市計画法第39条並びに第40条第1項及び同条第2項の規定に基づき、宝塚市に帰属することとなる公共施設を所有権移転いたしたく、別紙の関係図書を添付し申出ます。

記

開発場所 宝塚市

開発許可日 年 月 日

公共施設 水路・排水施設
その他 ()

水路関係施設引継調書

種別	形状寸法	敷地幅員	延長	面積	備考

下水道施設引継調書

種 別	形状寸法	延 長	個 数	備 考

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 宝塚市

義務者(乙) 住所
氏名

(2) 不動産の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 本件不動産は、都市計画法第40条第 項の規定により、
令和 年 月 日、乙から甲に帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

令和 年 月 日 神戸地方法務局伊丹支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 住所 宝塚市東洋町1番3号
氏名 宝塚市上下水道事業管理者 福永 孝雄

(義務者) 住所
氏名 印